

(2) 能力開発施策の充実

(公的職業訓練)

○厚生労働省は、公共職業能力開発施設のほか、大学を含む多様な民間教育訓練機関なども活用しつつ、公共職業訓練を実施している。また、求職者支援制度により、雇用保険を受給できない若者などに対して、職業訓練を実施しつつ、訓練期間中の生活を支援するための給付金を支給し、きめ細かな就職支援を行っている。

(ジョブ・カード、若年技能者の人材育成)

○厚生労働省は、平成27(2015)年10月からジョブ・カードを「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして活用し、個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職などを促進している(図表22、図表23)。

- 若年ものづくり人材の確保・育成を促すため「若年技能者人材育成支援等事業」を実施している。また、企業内の人材育成に取り組む事業主などに対して訓練経費や賃金の一部を助成する「キャリア形成促進助成金」を拡充し、企業内における若者への技能継承や中核人材の育成を図っている。
- 文部科学省は、産学官コンソーシアムを組織し、社会人や大学生、専門学校生、高校生が就労やキャリアアップに必要な知識・技術・技能を習得するための学習システムの構築を図っている。

図表21 女性の活躍・両立支援総合サイト

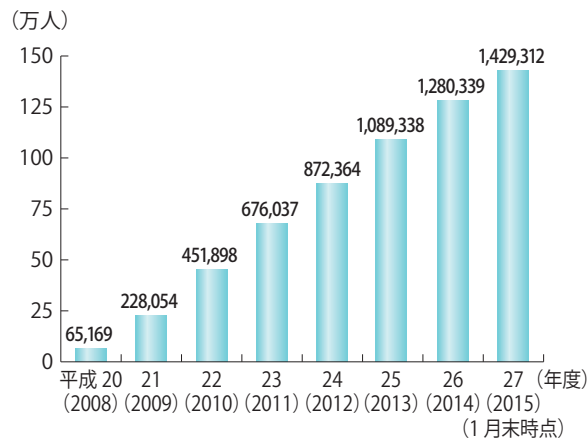


(出典) 女性の活躍・両立支援総合サイト (<http://www.positive-ryouritsu.jp/>)

図表22 ジョブ・カード制度



図表 23 ジョブ・カード取得者数（累計）



（出典）厚生労働省資料

2 就労等支援の充実

(1) 新卒者等に対する就職支援

（学生に対する就職支援）

- 文部科学省は、大学などの就職相談員とハローワークのジョブサポーターとの連携の促進などにより、大学などにおける就職支援体制を強化している。
- 厚生労働省は、
 - ・「新卒応援ハローワーク」を全国に設置し、広域的な求人情報の提供や、職業紹介、中小企業とのマッチング、求人開拓、就職支援セミナー・面接会の実施を行っている。ジョブサポーターによる、就職活動から職場で定着するまでの一貫した担当者制による個別支援や臨床心理士による心理的サポートを行っている。また、大学などへのジョブサポーターの相談窓口設置・出張相談を実施するなど、学校などとも連携を強化している。
 - ・平成28（2016）年1～3月を集中支援期間とし、「未内定就活生への集中支援2016」として、新卒応援ハローワークによる支援や、就職面接会、中小企業とのマッチングなどを集中的に実施した。また、4～6月までを未就職卒業生に対する集中支援期間とし、「未就職卒業生への集中支援2016」として同様の支援を集中的に実施している。
 - ・平成28年2月に創設した「三年以内既卒者等採用定着奨励金」により、既卒者及び中退者の新規学卒卒での応募機会の拡大及び採用・定着の促進を図っていく。

（秩序ある就職・採用活動への取組）

- 学生の学修時間や留学等の多様な経験を行う機会を確保する観点から、就職・採用活動の開始時期について、平成27（2015）年度卒業・修了予定者から、広報活動は卒業・修了前年度の3月以降、採用選考活動は卒業・修了年度の8月以降とされた。これにより、卒業・修了前年度までは学生が学業に専念できたと評価される一方、結果として学生の就職活動が長期化した等の課題が指摘されたことから、企業側、大学側、関係府省において議論を行い、平成28（2016）年度卒業・修了予定者について、学生の学業への配慮を十分に行いながら、採用選考活動開始時期を卒業・修了年度の6月以降に変更することになった。
- 就職・採用活動開始時期の変更を円滑に実現するため、経済3団体及び外資系企業や中小企業などが加入する団体を含めた主要経済・業界団体等約440団体に対し、内閣官房、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省から、就職・採用活動開始時期の変更の趣旨に沿った広報活動・採用選考活動を実施するよう要請した。

(2) 職業的自立に向けての支援

(わかものハローワーク等における支援)

○厚生労働省は、フリーターなどが安定した職に就くことができるよう、ハローワークにおいて、トライアル雇用奨励金の活用など、正規雇用化に向けた一貫したきめ細かな支援を実施している。

(ジョブカフェにおける支援)

○厚生労働省は、都道府県が主体的に設置するジョブカフェ（若年者のためのワンストップサービスセンター）において、企業説明会や各種セミナーを民間団体に委託して実施している。また、都道府県からの要望に応じ、ジョブカフェにハローワークを併設し、若者を対象とした職業相談・職業紹介を行っている。

(若者の農林漁業への就業促進)

○農林水産省は、若者が安心して農林漁業に就業していけるよう、給付金の給付、資金の無利子貸付け、情報提供、就業相談会を実施するとともに、作業実態や就労条件を理解してもらうためのトライアル雇用、就業の場での研修を進めるための雇い主への助成、教育機関における研修を推進している。

(3) 非正規雇用対策の推進

○厚生労働省は、正社員を希望する人の正社員転換や非正規雇用を選択する人の待遇改善を進めるため、平成28（2016）年1月に策定した「正社員転換・待遇改善実現プラン」等に基づき、各都道府県と連携して、非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じた正社員転換・待遇改善を強力に推進している。

(4) 若者雇用促進法の施行による就職支援

○「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律」（平27法72）により改正された「青少年の雇用の促進等に関する法律」（昭45法98）に基づき、①若者の適職選択に資するように職場情報を提供する仕組みの創設、②一定の労働関係法令違反の求人者についてハローワークで新卒求人を受理しないこと、③若者の雇用管理が優良な中小企業についての認定制度の創設などの取組を進めていく。

(5) 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対策の推進

○厚生労働省では、若者が安心して働くことができる環境づくりに向けて、過重労働や賃金不払残業など若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対する監督指導を行い、労働基準関係法令違反等を確認した場合には、是正・改善に向けた指導を行った。学生アルバイトの労働条件の確保については、平成27（2015）年12月に、文部科学省と連携し、学生アルバイトが多い業界団体に対し、労働基準関係法令の遵守のほか、シフト設定等の課題への配慮を要請した。さらに、厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」の決定に基づき、

- ・平成27年1月から、月100時間超の残業を把握したすべての事業場等に対する監督指導の徹底
 - ・4月から、複数の労働局にまたがる過重労働に係る事案等に対応する特別チームを東京労働局及び大阪労働局に設置
 - ・5月から、社会的に影響力の大きい企業が、違法な長時間労働を繰り返している場合に、是正を指導した段階で公表すること
- など、長時間労働の解消に向けての取組を強化している。

第4節 社会形成への参画支援

1 社会形成に参画する態度を育む教育の推進

(学校教育における取組)

○現行学習指導要領では、社会参画という視点を重視し、例えば、「社会生活を営む上で大切な法や

きまり」(小学校),「契約の重要性」(中学校),「国民の司法参加」(小学校・中学校・高校),「消費者の自立の支援なども含めた消費者行政」(中学校)を新たに扱うこととするなど,教育内容の充実が図られている。

(主権者教育)

○平成27(2015)年6月の改正公職選挙法の成立により,平成28(2016)年6月19日の後に行われる国政選挙の公示日以後に公示・告示される選挙から,18歳以上の者が投票や選挙運動ができるようになることとなった。

○総務省では,以下の取組を行い,主権者教育の推進に努めている。

- ・選挙権年齢引下げの意義を含め,政治や選挙等に対する理解を深めてもらうよう,若者向けの啓発イベントを全国の都道府県で開催
- ・選挙管理委員会が実施する学校現場での出前授業や,若者向けイベント等の主権者教育の取組を支援
- ・各地の選挙管理委員会と連携し,地域の啓発団体や若者を対象とした研修会等の開催

○総務省と文部科学省は連携して,模擬選挙などの実践的活動についてのワークシートなども盛り込んだ政治や選挙等に関する副教材や教員用の指導資料を作成し,全国の全ての国公私立高等学校等に配布した。

○文部科学省では,高等学校等における政治的教養を育む教育が推進されるとともに,高校生の政治的活動等に対する生徒指導が適切になされるよう,「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」を発出し,関連するQ&Aも作成した。さらに,大学等においても,各自治体の選挙管理委員会と連携したキャンパス内における期日前投票所の設置やインターシップなどを通じた学生等への啓発活動等が充実するよう,大学等における先進的な取組を周知している。

(法教育)

○法務省は,法教育の普及・発展のため,教材やリーフレットの作成,職員を派遣しての法教育授業を行っている。

(租税教育)

○国税庁は,学校の教員を対象とした講習会の開催や,学校からの要請に基づく租税教室への講師派遣,租税教育用副教材の作成・配付,税に関する作文の募集等を実施し,租税教育の充実に向けた環境整備や支援に努めている。

(金融経済教育)

○金融庁は,「金融リテラシー・マップ」の改訂・公表,大学生に対する授業の実施,高校等へ講師の派遣等により,金融リテラシーの向上を図っている。

(労働者の権利・義務に関する教育)

○厚生労働省は,労働者としての権利,義務,各種制度についての理解の促進を図るため,教育や啓発活動を推進している。

(消費者教育)

○消費者庁は,消費者教育関連の情報を集約した消費者教育ポータルサイトにおいて,最新教材等の収集・掲載等を運用するなど,消費者教育を推進している。

○文部科学省は,消費者教育の実践事例の報告及び多様な主体との連携・協働による消費者教育を促進する場として「消費者教育フェスタ」を実施した。また,地域における消費者教育の推進体制作りを支援するため,消費者教育アドバイザーの派遣等を行っている。

(社会保障制度についての情報提供・意識啓発)

○厚生労働省は、有識者会議「社会保障の教育推進に関する検討会」において作成した高校生向け教材を全国の高等学校に無償配布するとともに、教員向けの研修会を実施するなど、教育現場への普及・啓発活動を行っている。

2 ボランティアなど社会参加活動の推進

○学校教育では、総合的な学習の時間や特別活動において、ボランティア活動を始めとする社会参加活動が行われている。

○独立行政法人国立青少年教育振興機構は、「学生ボランティアと支援者が集う全国研究交流集会」を実施している。

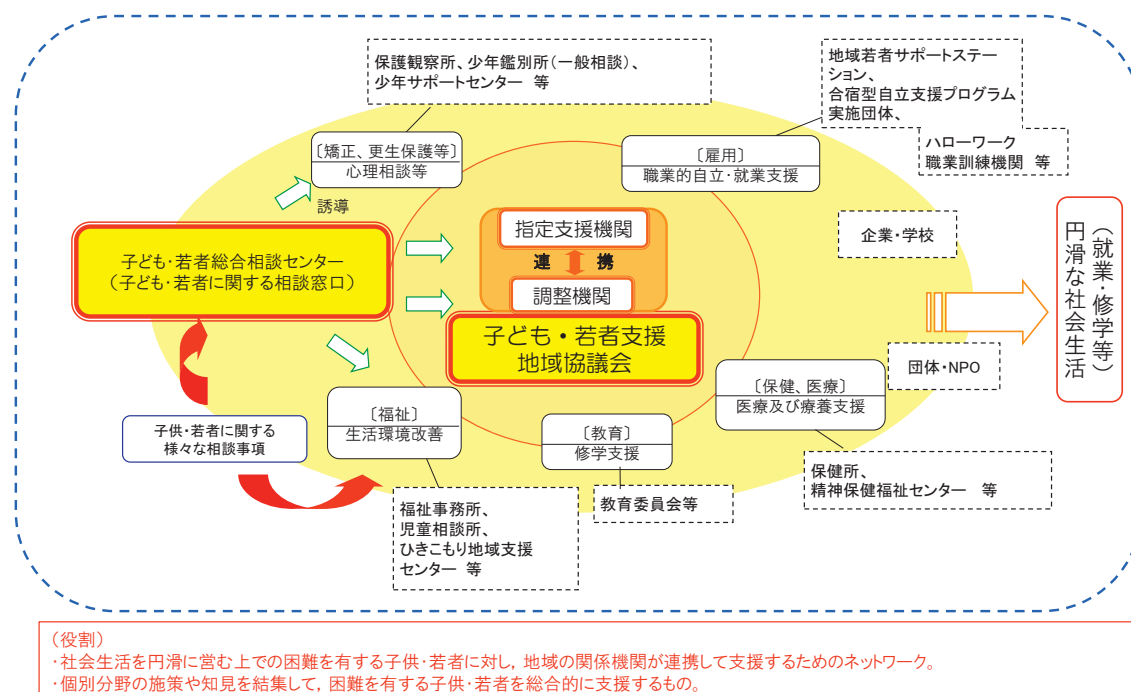
第3章 困難を有する子供・若者やその家族の支援

第1節 子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実

1 子ども・若者支援地域協議会を通じた縦と横の支援ネットワークの構築

○内閣府は、子ども・若者支援地域協議会の設置促進を図るため、平成27（2015）年度は、同協議会の設置されていない都道府県等を対象とした「子ども・若者支援地域協議会設置促進事業」を実施した（図表24、図表25）。

図表24 子ども・若者支援地域協議会



(出典) 内閣府資料